

令和 6 年度 愛媛県国民健康保険運営協議会 結果概要

○開催日時 令和 7 年 2 月 18 日（火）19：30～20：40

○開催場所 愛媛県庁第一別館 3 階 第 3 会議室

○出席委員数 8 名（3 名欠席）

○次第及び内容

- 1 開 会
- 2 保健福祉部社会福祉医療局医療保険課長あいさつ
- 3 議 題

議題 1 令和 5 年度愛媛県国保特別会計決算及び令和 6 年度愛媛県国保特別会計予算について

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

令和 5 年度県国保特別会計決算について、保険給付費等交付金の歳出額が予算額と比べ、50 億円程度減少しているが、どのような要因が考えられるか。

【事務局】

団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行したこと等による被保険者数の大幅な減少により、保険給付費が見込みより伸びなかったことが要因の一つであると考えられる。

議題 2 令和 7 年度国保事業費納付金等の算定について【諮問事項】

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

令和 7 年度における市町別 1 人当たり納付金額について、鬼北町、松野町、愛南町などの農村部の町では、医療費のかかる高齢者が多く、一人当たり納付金額が高くなるのではないかと思われるがどうか。

【事務局】

一人当たり納付金額が市町毎で異なる原因としては、所得水準や医療費水準の違いが大きい。

【公益代表委員】

現在、政府が検討している高額療養費制度の自己負担上限額の見直しについて、影響が表れるのか。

【事務局】

限度額が上がると患者が負担する金額が増えることから、保険者が負担する保険給付費が押さえられ、結果として、一人当たり保険料が下がることになると考えている。

【保険医又は保険薬剤師代表委員】

県内保険料水準の統一については、令和12年度に達成されることとなるのか。

【事務局】

まず、令和11年度から医療費水準の納付金への反映を終了し、納付金ベースの統一を図る。さらに、令和15年度には算定方式や賦課割合を統一して収納率の格差のみを反映させる準統一を目指すこととしているが、今後、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同一保険料となる完全統一も視野に入れた協議を市町とも進めたいと考えている。

【被保険者代表委員】

松山市の運営協議会では、令和7年度の一人当たり保険料を上げたいという市からの諮問に対して、問題ない旨の答申をしたが、県内の他の市町でも同様の動きになるのか。

【事務局】

県としては、各市町に対し納付金額を示しているところであり、松山市の運営協議会においては、納付金を収めるために必要となる保険料を算定し、審議していただいたものとする。

補足させていただくと、独自の保健事業等を行っている市町については、その事業を実施するための必要経費を保険料に上乗せして徴収していたり、一般会計からの繰り入れを行っている市町もある。県から示しているのは、納付金の必要額と標準保険料率であるが、各市町の保険料率は保健事業等の経費や一般会計繰入金などの状況に応じて、各市町で決められている。

【被用者保険代表委員】

一点目、令和6年度の国保特別会計決算の状況はどうか。二点目に、令和6年度と比較して令和7年度の保険給付費は減っているが、保険給付費は減少傾向にあるのか。三点目に、令和7年度の国費の収入見込みについて、令和5年度の県国保特別会計決算と比較しても減少しているが、収支はどのようになっているのか。

【事務局】

一点目の国保特別会計の令和6年度決算状況について、現在執行中の事業もあり金額が確定していないため、今後、決算に向けた集計作業を始めることとなる。二点目の保険給付費の傾向について、近年の動向として、一人当たりの医療費は増加傾向にあるが、後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少や新型コロナの五類への移行の影響等により保険給付費は減少傾向にあると推測している。三点目の国費の収支について、国費の負担額は、保険給付費に対して負担割合が定められており、保険給付費が減少すると国費も減少する仕組みになっている。

【会長】

事務局から説明があったとおり、納付金の徴収に関する事項のうち、当協議会に諮問のあった「納付金算定に関する係数等の設定」については、今回、激変緩

和措置は採られていないが、近年の 1 人当たり給付費等の伸びを考慮したもので、妥当であると考えられることから、当協議会としては、事務局の案が妥当と考えるがよろしいか。

【運営協議会】

異議なし

【会長】

では、事務局案を妥当と認めることで、当協議会の方針を取りまとめさせていただきます。